

八尾市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条 略 (対象者)	第1条 略 (対象者)
第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の <u>各号の1</u> に該当するものとする。 (1)～(5) 略	第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の <u>各号のいずれか</u> に該当するものとする。 (1)～(5) 略
2 前項の規定にかかわらず、次の <u>各号の1</u> に該当する者は、医療費の助成を受けることができない。ただし、第4号に該当する者にあつては、その者が対象者の要件を備える者で第3条第1項ただし書に規定する者に該当する場合には、同項ただし書に規定する食事療養又は生活療養に係る費用については、この限りでない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者 (2)～(5) 略 3・4 略 第2条の2～第14条 略	2 前項の規定にかかわらず、次の <u>各号のいずれか</u> に該当する者は、医療費の助成を受けることができない。ただし、第4号に該当する者にあつては、その者が対象者の要件を備える者で第3条第1項ただし書に規定する者に該当する場合には、同項ただし書に規定する食事療養又は生活療養に係る費用については、この限りでない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者 <u>（その保護を停止されている者を除く。）</u> 又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者 (2)～(5) 略 3・4 略 第2条の2～第14条 略